

平成30年第11回菊池市教育委員会会議録

日時 平成30年11月22日(木)午後1時30分
場所 本庁舎3階304会議室
出席者

教育長	渡邊 和博
教育長職務代理者	松岡 義博
教育委員	森 智保美
教育委員	江藤 継喜
教育委員	生田 博隆
教育委員	芹川 幸良子
教育部長	大山 堅四郎
菊池市生涯学習センター長	木村 利昭
教育審議員	横手 満
学校教育課長	木下 徳幸
生涯学習課長	笹原 猛
社会体育課長	吉田 武
学校給食管理室長	竹村 秀一
菊池市中央公民館長	山本 美千代
菊池市中央図書館長	安永 秀樹
学校教育課指導主事	久保 敦嗣
学校教育課指導主事	上田 浩一郎
泗水幼稚園長	井本 かおる
学校教育課総務係長	磯田 貴博

19名

日程

1. 開会
2. 議事録の承認について
3. 教育長の報告
4. 議案
 - 第44号 平成28年熊本地震に伴う菊池市文化財保存整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
 - 第45号 菊池市斑蛇口湖ボート場条例等の一部を改正する条例の制定について
5. 報告案件
 - (1) いじめ・不登校について(学校教育課)
 - (2) 小川奨学金の申請状況について(学校教育課)
6. その他
7. (教育委員会各課からの事務連絡等)
 - ①行事予定等
 - ②その他事務連絡

開会

渡邊教育長　それでは、改めまして、こんにちは。11月に入りまして、教育委員の皆様には、菊池北中学校の総合訪問、それから、視察研修、泗水中学校の研究発表会、七城小・中学校の研究発表会、そして、昨日は戸崎小学校の総合学校訪問と、たびたびお世話になっております。何か毎日会っているような気もしてきておりますが、本当にお世話になります。加えて今日の教育委員会会議ですので、またお世話になります。よろしくお願いいたします。

それでは早速ですけども、ただいまから平成30年第11回菊池市教育委員会会議を開会いたします。

会議次第に従いまして、平成30年第10回の会議録の承認についてを議題といたします。

教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、第10回の会議録に記載した事項について異議はございませんか。よろしいですか。

委員一同　異議なし

渡邊教育長　異議がありませんので、平成30年第10回の会議録については承認することに決定いたします。

次に、教育長の報告を議題とします。私から報告をいたします。

添付の資料に、教育長報告というのがついております。それに従っていきます。

1番、動静についてでございます。

10月24日、隈府小学校、村所小の学校間交流。これは、宮崎の西米良村の村所小学校との交流でございました。

10月26日、花房小学校公開授業研究会。それから、笑育の出前授業。旭志中、旭志小学校でございました。菊池市文化祭前夜祭四支部合同の開会式。

10月28日、河原フェスタ。水源よかばい祭。

10月29日月曜、菊池地域人権・同和教育研修会。

10月31日、泗水小学校訪問、B訪問です。それから、四市町の教育委員会合同研修会。大津町の工事中のトンネルの中を見学させていただきました。

それから、11月1日、泗水西小学校研究発表会。

11月2日、全国高等学校競漕大会九州地区予選会開会式。

11月3日、しすいコスモスマラソン大会。それから、生涯学習センター1周年記念行事がございました。

11月6日、庁議。

7日、菊池北中学校総合訪問。

8日、9日、菊池市教育委員研修視察。

11日、菊池こころネットワークフェア。菊池農高フェスタ。

12日、管内教育長・校長合同会議。

13日、泗水中学校研究発表会。

14日、教育部の庁議。

16日、市内校長会議。

17日、西郷隆盛と菊池の未来講座。

18日、総合防災訓練。

19日、七城小・中学校研究発表会。

20日、庁議。それから、県庁訪問。

それから21日、戸崎小学校総合訪問。それから、議会の月例会。

11月22日、本日、市の教育委員会議ということです。

それから2番目に、11月12日にございました管内教育長・校長合同会議からのことを載せております。

菊池教育事務所、中島所長のほうから3点ほどありましたけども、先月に重なる部分もありました。

管理職の三次選考考査についての話で、校長試験のほうは、自分が校長ならばということを明確にしてほしいということと、教頭試験のほうは、関連法令も学びながら進めていってほしいという指導がありました。

それから、学校の総合訪問、教育事務所の感想として、非常に全体的に教頭の動きがよかったと、それから、市町の支援員の先生方の動きもとてもよかったというふうなことで、話がありました。

それから、人事異動の事務的なことが始まりましたので、そのことについて時間が割いてありました。

2番目に、木村管理主事のほうから、事故防止ということで、被害事故が交通事故2件あっているということで、本市ではありません。それから、飲酒運転の根絶をとという指導。

それから、職員の心のケアをとということで、特に再配者、よその地域で3年間過ごして3年後に菊池市に勤務し始めた人、それから、初任者、新採、それから初めて臨採をする方々、ここらあたりが少し心のケアを要する状況があるので、特に配慮をとということがありました。

それから、教職員採用試験のほうは、臨採の先生方、管内に相当数いらっしゃいますけども、その中で、来年度21人が合格しているというふうな情報でした。

その他ということでありました。

それから3番目、浦田指導課長のほうから数点ありましたけども、3ページ、4ページにその概要版として載せております。

菊池市に関連するところを申し上げますと、1番目に書いてあります人権教育の推進についてということは、先月もお話ししましたけども、引き続きということでした。

それから、菊池教育事務所が示しております重点努力事項の指標（上半期の実績）についてということで、これは添付していませんけども、その状況報告がありました。

それから、社会教育主事、ずっと書いてありますので、ごらんいただけたらというふうに思います。

特に7番目、体力向上優良校等についてということで、昨日もご紹介いたしましたけども、優秀実践校として戸崎小学校が県下で小学校1校、一番状況がよかったと、結果が出ているということで、表彰を受けることが決定しております。それから、優良校表彰ということで、管内から8つの学校が選ばれているようですけども、菊池市からは、8分の4、4校がここに優良校として表彰を受けるということが決定しております。お知らせをしておきたいと思います。

続きまして4ページですけれども、菊池教育事務所管内では「きくちの風」推進事業ということで、指導力を持たれている先生方が若手あたりに授業をして公開するというふうなことですけども、今回は、12月11日に菊池南中、長尾教諭、数学ですけども、公開予定であります。

それから、11番、生徒指導について。これは後ほど菊池市内のことは報告を行いますけれども、菊池管内では140名の不登校があるというふうなところです。4分の1ほどは菊池市もありますので、どの市町においても同じような状況ということが言えます。

それから、一番最後、道徳教育についてということで、実は「熊本の心」という熊本県の道徳の教材がテレビで放映されるということで、11月17日から12月22日まで、毎週土曜日夕方4時半から放送がっておりますので、もし都合がつかずならばごらんいただければというふうなところでございます。

以上が管内の教育長・校長合同会議からの抜粋でございます。

2ページに戻ります。

今後の予定ということで、11月から12月までのところを載せています。

11月24日、部落解放研究集会。

それから25日、菊池ロータリー小学校駅伝大会。

それから27日、インターハイ開催に係る高校生活動プレゼン。それから、未来人材育成派遣事業市長報告会ということで、17時15分から予定されております。

29日、行政改革推進本部会議。

30日、管内四者人権・同和教育研修会。

1日、菊池ふるさとかるた大会。

3日、菊池市議会の本会議ということで、議会が始まります。

5日は、市内校長会議。

6日が、本会議、委員会付託。

それから、7日と10日、11日が本会議の一般質問になっております。

8日、菊池市人権フェスティバル。

それから、9日、熊日杯県下段別剣道選手権大会。

それから、12月の12、13は、市議会の常任委員会。

16日は、吉田旗・西田旗争奪泗水町少年剣道大会。

17日は、菊池市教育支援委員会。

18日は、市議会予算・決算常任委員会。

19日が、水曜日、第4回ハイスクールフェスティバル in 菊池が午後からございます。

12月20日、菊池市の教育委員会議を予定しております。同時にその日に部落解放同盟菊池郡市地区連絡協議会の教育長、課長の合同会議があるということになっております。

以上、12月の教育委員会議までの予定をお示したところでございます。ただいまの報告について質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

委員一同 なし

渡邊教育長 ないようですので、これで教育長の報告については終わります。
続きまして、これより議事に入ります。

議案第44号、平成28年熊本地震に伴う菊池市文化財保存整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

笹原課長。

笹原生涯学習課長 皆さんこんにちは。生涯学習課でございます。それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

ただいまございました、議案第44号、平成28年熊本地震に伴う菊池市文化財保存整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、平成28年度の熊本地震により被災しました指定文化財等の復旧につきまして、文化財の早期復旧や所有者の皆様方の負担軽減のために、平成28年度から本年度までの期限を切って補助金が支出できるように定めておりますが、一部の建物におきましては、年度内での復旧が困難なものも出ているというような状況でございます。今回、期限を1年延長するために、要綱の改正をお願いするものでございます。

内容につきましては、3ページから4ページにかけての新旧対照表でご説明させていただきます。

まず3ページにつきましては、改正はございませんが、第4条の内容につきましては、国や県及び市の指定文化財あるいは国の登録有形文化財、それからあけていただきまして4ページですが、未指定ではございますが歴史的建造物として認められるものの復旧に関しまして、それぞれ補助率を定めましてこれまで復旧を支援してまいったところでございます。

これまで支援しました文化財につきましては、市の指定文化財として、泗水の安国寺の堂宇、それから亘の東福寺の千手観音立像等、それから、今地区の戸崎城跡、四町分の黄金塚城跡、重味の元居城跡、それぞれの石碑の修復、ま

た、泗水町住吉の宣頓寺のムクノキ、それから、出田地区の南福寺の薬師如来像、富の原の飛行場跡給水塔などがございます。

今回復旧の遅れが出ておりますのが、国の登録有形文化財でございまして、菊池高校前にございます松倉家住宅、それから、泗水町福本にございます中山家住宅というのがございますが、これらの復旧につきまして遅れが生じているところでございます。現在は設計のほう進められておりまして、来年度には工事が完了する予定であると聞いておるところでございます。

そういったことで、4ページ一番下段の附則におきまして、期限を平成32年3月31日までとして1年延長を行いたいと考えております。

また、この附則の上段をごらんいただきますと、動産文化財を追加いたしております。

指定文化財等の復旧につきましては、熊本県の復興基金を活用した補助金制度も適用されることとなっております。熊本県の支援の中で動産文化財も対象となったことから、本市もこれに倣い追加を行うものでございます。

補助率は、所有者負担額の3分の1としまして、補助要件といたしまして、熊本県の「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興事業補助金要領の取扱い規定に準ずる。」といたしております。

以上、長くなりましたが、要綱改正の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

渡邊教育長 　　ただいまの説明について質疑及びご意見はありませんか。なしですか。

委員一同 　　なし

渡邊教育長 　　それでは、質疑もないようですので、採決をいたします。
議案第44号は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員一同 　　異議なし

渡邊教育長 　　異議なしと認め、議案第44号は原案のとおり可決することに決定いたします。

次に、議案第45号、菊池市斑蛇口湖ボート場条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

吉田課長。

吉田社会体育課長 　　社会体育課の吉田です。よろしくお願いたします。

この案件につきましては、前回提案しまして、修正等があり再度提案するものでございます。

議案書の、5ページをお願いいたします。

議案第45号、菊池市斑蛇口湖ボート場条例等の一部を改正する条例の制定についてを説明します。

提案理由としましては、来年10月からの消費税引き上げに伴う改正と、一部使用料を見直すことによる改正でございます。

そういうことで、提案理由につきましては、「一部改正等に伴い」ということで、前回と違う点は「等」をこちらのほうに加えております。先ほど申し上げましたように一部使用料の見直し等もございまして、「等」という文言を追加したところでございます。

内訳につきましては、条例ごとに新旧対照表のほうで説明をいたします。

まず14ページをお願いいたします。

こちらのほうが、菊池市の斑蛇口湖ボート場の条例でございます。

現行の位置のところの第2条でございますが、「菊池市斑蛇口525番地の5」の住所になりますので、こちらにつきましては、「班」の真ん中のところが「文」になっているところを、「リ」に改正するものでございます。

また、使用料のところの第12条のところでございますが、現行(旧)の下線部分であります、「ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない」は、使用料の減免の部分にかかってまいりますので、ここでは削除いたしまして、使用料の減免のところうたい込みを行うということでございます。使用料の減免で第13条「市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる」のところの、(3)の「その他規則で定める特別の理由があるとき」を、改正案のとおり、「(3) 市長が特に必要であると認めるとき」に置きかえます。

また、14、15ページの斑蛇口湖ボート場施設の使用料の研修センターの会議室のところ、改正案のとおり、「冷暖房料(1時間につき)200円」を追加いたしております。また、研修室のところでも「冷暖房料(1時間につき)300円」を追加いたしております。

15ページの現行の備考のところをごらんください。1の「冷暖房料……基本料金の10分の5の額」といったところでの表示をしてありますので、こちらを削除しまして、先ほど説明しましたような形で追加を行うものでございます。

また、「上記の使用料には、消費税を含む」のところにつきましては、右の4の改正案のとおり、消費税額を加算する旨の条文に置きかえをするものでございます。

それから、次は、菊池市営プール条例になります。

別表第2の一般利用のところでございます。一般1枚につき「150円」のところを、改正案のとおり「200円」に改正をいたしております。これにつきましては、近隣市町村と比較した結果等に伴いまして改正するものでございます。

16ページをお願いします。

また、回数券一般のところ、1冊につき「1,600円」のところを、改正案のとおり「2,200円」に改正をいたします。これも先ほどの200円に改正するところの関連でございます。

また、改正案のとおり、備考の追加と、備考2のところ、消費税額を加算する旨の条文を追加いたしております。

また、2の専用利用(貸切利用)のところでございますが、改正案のとおり、菊池プール、七城北プールとも統一した金額に改正いたしております。理由につきましては、菊池プールを建てかえたことによりまして、現在は大プール、小プールということで、七城の北プールとほぼ同じ大きさのプールになったことによる改正でございます。

また、改正案のところでございますが、備考の追加と、備考2のところ、消費税額を加算する旨の条文を追加しております。

次に、17ページをお願いいたします。

菊池市立体育館条例になります。

こちらにつきましては、別表第2の1、体育活動を目的として利用する場合のところでありまして、今回、改正案のとおり、アリーナ全面を利用する場合の区分を設けたところでございます。右のほうを見ていただくとわかりますように、七城体育館、旭志体育館のような大きい体育館につきましては、市内者1時間400円、市外者1時間800円としております。また、迫間体育館とか菊之池体育館みたいな小さい体育館につきましては、市内者1時間200円、市外者1時間400円にしております。

また、照明使用料のところでございますが、現行のところ、「バレーボールコート1面を単位とし、1時間につき200円を加算する」というところの改正案でございますが、こちらのほうを、「使用面数にかかわらず、1時間につき200円を加算する」ということに改正いたしております。これは、バレーボールコート1面というような単位で表示をしておりますので、バスケットとかバドミントンの場合の照明使用料の取り扱い等がわかりにくいところもございまして、改定を行うものでございます。

18ページをお願いします。

また、備考の追加と、消費税額を加算する旨の条文を追加しております。

2の体育活動以外を目的として利用する場合のところになりますが、ここでも、備考の追加と、消費税額を加算する旨の条文を追加しております。

次に、菊池市七城屋内スポーツセンター条例でございます。

18ページ、19ページになりますが、ここに関しても、改正案のとおり、備考の追加と、消費税額を加算する旨の条文の追加になります。

次に、菊池市弓道場条例でございます。

19ページ、20ページになりますが、これも、先ほど申し上げました形で、改正案のとおり、備考の追加と、消費税額を加算する旨の条文の追加になります。

それから次に、菊池市営ゲートボール場条例でございます。20ページ、21ページのところになります。

ここに関しましても、改正案のとおり、備考の追加と、消費税額を加算する旨の条文の追加になります。

次に、菊池市総合体育館条例でございます。21ページから24ページになります。

この部分についてが、前回からしますと改正をしているところでございます。

まず、22ページをお願いします。

現行の使用料、第11条で、「利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする」のところ、
「この場合において、当該使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする」のところを、改正案のとおり削除いたしております。これは、備考のところをうたい込むため削除するものでございます。

また、別表、菊池市総合体育館使用料のところでは、使用料金額において、旧の下線部のところの金額でございます。今、メインアリーナについては「1,365円」となっています。こちらの使用料のところの下線部の金額につきましては、5%消費税になったときに5%の金額を入れた形で1,365円というふうになっておりますので、これを1.05で割り戻しまして、原価の金額にしております。改正案のとおり、「1,365円」につきましては1.05で割り戻しまして「1,300円」という金額の原価に戻しております。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、消費税5%になったときに加算したことにより割り戻しをしたものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

24ページにつきましては、これは、一番上のところになりますが、トレーニング室使用のところ、現行「210円」のところを改正案では「200円」に改正をしております。これにつきましても、先ほどと同じように1.05で割り戻した金額での金額の改正になっております。

それからまた、改正案のとおり、備考の追加と、2のところ消費税額を加算する旨の条文を追加しております。

次に、菊池市七城運動公園条例であります。

ここにつきましては、まず、「別表（第9条関係）」を、こちらを「別表（第11条関係）」ということで変更いたしております。条例の中身についてが、こちらを指示する部分については11条のところになりますので、そういうところでの改正ということになります。

また、備考を枠外に設けまして、消費税額を加算する旨の条文を3で追加しております。

それから次に、25ページをお願いします。

菊池市の菊池市営相撲場の条例でございます。

別表の現行では、市内者の中学生以下は「無料」というふうになっておりますが、改正案では、中学生以下を「50円」に改正をいたしております。ここは高校生以上が100円でございますので、これに対して中学生以下は2分の1であるというようなところから、50円に改正したものでございます。基本子供料金は大人料金の2分の1のところでの、使用料の設定をしておるところでの改正でございます。

また、改正案のとおり、備考の追加と、消費税額を加算する旨の条文の追加になります。

それから次に、菊池市営泗水武道館条例でございます。25、26ページになります。

ここに関しましては、改正案のとおり、備考の追加と、消費税額を加算する旨の条文の追加になります。

次に、菊池市旭志B&G海洋センター条例であります。26ページから27ページになります。

ここでは、別表第2のプール使用料のところ、現行、高校・一般のところ、1人「150円」を「200円」に改正するものでございます。理由につきましては、先ほど菊池プールのところで説明しましたような内容で、他の団体等を加味したところでの改正でございます。

また、備考の追加と、消費税額を加算する旨の条文の追加になります。

また、2の専用利用（貸切使用）のところでございますが、こちらのほうも、備考の追加と、消費税額を加算する旨の条文の追加になります。

次に、27ページの下のところ、3の菊池市旭志B&G海洋センター艇庫附属備品使用料のところでございます。県内市町村を参考にしながら、改正案のとおり、市内者、中学生以下が「100円」、高校一般「200円」などに改正をいたしております。

また、28ページの上段のところ、備考の追加と、消費税額を加算する旨の条文の追加になります。

次に、菊池市泗水B&G海洋センター条例であります。28ページから29ページになります。

別表第2の体育館使用料のところ、アリーナのところになりますが、改正案のとおり、全面借用の部分新たに設けたところでございます。金額につきましては、市内者1時間「400円」、それから市外者1時間「800円」にしております。

また、照明使用料のところ、「バレーボールコート1面を単位とし」を、「使用面数に関わらず」に改正をいたしております。理由としましては、先ほど体育館条例のところで説明したように、非常にわかりづらい表現になっているための改正でございます。

また、備考の「1時間未満は1時間とする」は、改正案のとおり、備考を枠外に設けまして、項目1の中でうたい、消費税分を加算する旨の条文を2のほうで追加をいたしております。

それから、29ページをお願いします。

2のプールの使用料については、旭志プールのところで説明したとおり、現行、高校・一般1人「150円」を「200円」に改正をいたしております。

また、備考の追加と、消費税額を加算する旨の条文の追加もしております。

また、3の専用利用（貸切利用）のところににつきましては、備考の追加と、消費税額を加算する旨の条文の追加になります。

30ページをお願いします。

4の菊池市泗水B&G海洋センター艇庫附属品使用料改定につきましては、先ほど旭志海洋センターのところで説明したとおりでございます。全く同じようなところでの改正となっております。

それからもう一つ、全体の提案のところで、芹川委員さんのほうからのご質問があっていた件についてもあわせてご説明申し上げます。

中身につきましては、「総合体育館のトレーニング室利用の場合、現在回数券が使用されているが、どこに位置づけをされているのですか」といった質問ではなかったかと思えます。それについての回答で、別添の菊池市の総合体育館の条例をお配りいたしております。こちらのほうをごらんいただきたいと思えます。

こちらの後のほうになりますが、第18条の第2項をごらんいただきたいと思えます。利用料金のところになります。第2項で、「料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額とする」ということで、これに基づきまして、指定管理者のほうから以前、市のほうに回数券をつくる旨の申請があっておりまして、承認をいたしているところでございます。これは別表で定める額は上限というところに基づき、承認をしているところでございますので、そういったところで、回数券を指定管理者としてはつくられて、今現在施行されているというような状況でございます。

以上、説明とさせていただきます。

渡邊教育長 　　ただいまの説明について質疑及びご意見はありませんか。よろしいですね。前回ご質疑等があったところは、今説明があったとおりにかなというふうに思えます。よろしいですか。

委員一同 　　なし

渡邊教育長 　　それでは、質疑もないようですので、採決いたします。
議案第45号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 　　異議なし

渡邊教育長 　　異議なしと認め、議案第45号は原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、報告案件でございます。

いじめ・不登校について事務局から報告をお願いします。

久保指導主事。

久保指導主事 それでは、報告をいたしますので、お手元のいじめ・不登校の報告案件資料をごらんください。着座のまま報告を始めさせていただきます。

報告資料の1ページをごらんください。

10月の不登校の児童生徒数は、1段目のグラフの左を見ていただきますと、小学生は先月と変わらず5名、中学生は5名増えて31名となり、合計は36名となりました。

資料の2段目の不登校の経年推移のグラフを見ていただきますと、10月はここ数年の傾向としては、同じような数となっております。次の月では、その年の不登校の数がある程度推測できる傾向が見られますので、数が大幅に増えないことを期待しているところです。

では、1段目の右側のグラフの不登校傾向の児童生徒を見ていただきますと、小学生が4名増えて9名、中学生は逆に2名減って14名、合わせて23名となっております。

続いて、資料の3段目の不登校傾向数の経年推移のグラフをごらんください。本年は、ここ3年間では一番少ない数となっております。このことから、本年の不登校数は、現時点では昨年を下回ることが予想されます。

そのことは、資料の4段目のグラフを見ていただくと、特色があると見て取れます。不登校傾向の発生率が、4月以降は、平成28年、29年度の数より5月から10月までは下回っていることから、昨年度の数を下回ると期待が持てるところです。このまま不登校傾向の発生を抑えることができますと、不登校は昨年度よりも減らせるということにつながります。

不登校や不登校傾向ではなく病気や経済的理由等で10日以上欠席している児童生徒は、小学生は先月より7名増えて46名に、中学生は先月より25名増えて54名の、合計100名となっております。こちらはグラフを掲載しておりませんが、学校側はしっかりと対応されているところです。

報告資料の2ページをお開きください。

10月までの欠席日数の状況を、一番上のグラフに示しております。10月までの登校総日数が117日ほどになります。特に着目したのは、欠席が100日以上の子が中学校に6名おり、学力保障と進路保障を危惧しています。就学義務と子供の将来を、保護者はどのように捉えているのかも心配する点となります。欠席の理由はどうあれ、学校は子供を中心に捉えた取り組みとしましては、諦めることなく、関わりを切らないように家庭訪問など支援を行っております。

あわせて、不登校になっている子供のうち、50日から100日を超えている23名の子供たちは、学校へ半数の日数しか登校していないこととなりますので、勉強についていけない状況が深刻化しています。「勉強がわからないから

学校に行きたくない」という、2次被害を起こしています。そのことから、学力保障を子供の立場となって考えますと、ICT等の通信による学習支援が一つの方法として挙げられます。

通信等による学習で懸念されることとして、人との交流やコミュニケーションを行う経験が不足してしまうということがマイナス面として出てくるかと思いますが、「勉強がわからなくて学校に行きたくない」という理由を克服することを、まずは始めることが必要と考えます。そこで、学力をつけることが進路保障になると考えますと、まず何から始めるかを保護者を巻き込みながら方向性を見出す必要があります。

続いて、いじめについて報告いたします。

10月のいじめ報告は、小学校からは0件、中学校からも報告はありませんでした。

2段目の小学校のグラフを見ていただきますと、いじめの件数はここ3年間の中では多くなっていることが気になります。「これはいじめ」「これはこれをする相手は嫌がる」など、具体的に教えることが必要になっていると思います。「当たり前のことだからわかるだろう」「こんなことするといじめになると気づくだろう」といった、「だろう」「だろう」と安易に捉えるのではなく、当たり前のことだからより丁寧に、1から10まで教えるつもりで指導が必要になると学校現場には伝えていきたいと思っています。

次に、3段目のグラフは中学校の状況を示していますが、ほぼ横ばいとなっています。相談窓口が校内に心の教室としてあることも、増加を抑える要因となっています。

4段目のグラフは、適応指導教室と心の教室、菊池市スクールソーシャルワーカー、学校支援コーディネーターからのトラブル・いじめ相談件数を示しておりますが、20件の報告がありました。10月になって相談件数が増加したのはなぜかを考えなければなりません。いじめを受けたと本人が自己判断する前に、いじめを受けていると感じる前の段階での早期発見が重要と捉えます。そこで、適応指導教室や心の教室に早目につなぐように、学校へは伝えていきたいと思っています。

続きまして、3ページの適応指導教室利用状況をごらんください。

10月の適応指導教室の相談状況の特徴としまして、友人とのトラブルやいじめ相談は先月と同様に、2つの教室から報告されています。子供からの相談の数は2つの教室で11件あり、適応指導教室指導員の児童生徒との関係づくりがきちんとなされていることが見て取れます。指導員の情報収集の早さと、早期の対処がスムーズにできたという事例も挙がっています。児童生徒からの相談が多かったのは学習・進路に関する相談で、保護者からの相談は生活リズム・生活の乱れと学習・進路の2つの相談が多く寄せられています。

10月の4教室の相談総数は、先月の274件から71件増えて345件となっております。相談が多いということは、話を聞く機会が多いということで

すので、適応指導教室に通級している子供たちにとっては、自分のことや家族のことを語れる場としては重要な役割を担っています。

資料の4ページと5ページをお開きください。

こちらは、心の教室と菊池市スクールソーシャルワーカー、学校支援コーディネーターの相談利用状況となります。

5つの心の教室への相談件数は、先月の31件より91件増えまして、122件となっています。

5ページの2段目のグラフの5教室の合計から見ますと、その他の相談が多く、次に対人関係の相談が多かったです。気になりますのが対人関係の相談が、先月が24件、今月が23件といったように、あまり変わらないということです。対人関係で悩み相談する子においては、集団行動になじめずいたり、友達とけんかしたりと理由はさまざまですが、適応指導教室の指導員からは、子供同士で解決したり、保護者に相談して適切なアドバイスを受けて解決したりなど、仲直りのすべがわからないとか、一度相手と関係が崩れた後に許すということができないことなど、共通する点があると報告を受けています。

5ページの3段目のグラフをごらんください。菊池市スクールソーシャルワーカーへの対応・相談件数は35件あり、先月の22件から13件増えています。家族・家庭の状況に関する相談が一番多く、次に心身に関する相談が寄せられています。先ほど述べましたように、仲直りができない、相手を許すということができない子や親たちもおり、支援や関係の修復に関わっています。特に家庭・家族のことや発達・障がいに関することは、とても気を使っているようです。センシティブでデリケートなことなので、相手にかける言葉一つで受け取り方が変化します。これまでかかわってきた方からの情報と、関係機関との連携を図りながら、慎重に対応しています。

一つ下の4段目のグラフをごらんください。学校支援コーディネーターには、78件の対応・相談があったと報告がありました。先月から4件増加しています。先月同様に、特に家庭生活に要因のある不登校や不登校傾向に関する相談が多く、学校と連携をとっています。学校からはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの申請も多く、小学校からは16名、中学校からは33名あり、現在49名を関係機関とつなげて対応しているという役割を担っているところです。

資料の6ページをお開きください。

こちらは、先月菊池教育事務所に報告している定例報告をもとにしています。

1段目のグラフは、月ごとの不登校傾向の児童生徒数を示したものです。点線の枠の数が、昨年度は不登校ではなく新規として欠席が増加した子になります。10月になっても新規の数が14名と、気になる数となっています。新規の子供たちの欠席理由を見ますと、学校では対応が難しい家庭内に起因することが多く、突然家庭環境が変化している子供が発生している要因が多く見られました。

2段目のグラフは、月ごとに土日を外して連続で7日間休んだ場合と、連続ではないがひと月に10日以上休んだ子の数となります。これで見ますと、10月はこれまでで一番多い数となります。実りの秋とか勉強の秋、読書の秋、スポーツの秋、芸術の秋など、一般的に言われるこの時期に、なぜ10日以上も学校を休んでいる子がいるのかは、ほんとうに気になります。このすばらしい秋に、生きていることのすばらしさや、目に映る世界の美しさに気づいているのでしょうかというように、考えるところです。

3段目のグラフは、月ごとの不登校数と新規の数を示しております。この中で点線の枠の数が、昨年度は不登校ではなく新規で不登校になった子供の数となります。この結果から見ますと、9月の新規8名が10月には5名と3名減っており、次年度を考えると不登校が毎年続いたり、連鎖しないように注意を払う必要があると考えます。

一番下の4段目のグラフをごらんください。不登校児童生徒の欠席理由の項目に、新規で不登校になった生徒の理由を見てみますと、人間関係と不安に2人ずつ、その他に1名となっています。不安の理由が一番多く、その不安の理由も様々です。不安がストレスからくるものと考えますと、身体的ストレスと精神的ストレスなどが考えられます。ストレスを解消する方法の一つとして、自信をつけることも必要です。自己肯定感を持たせることも必要です。学校でできることは、授業や学校行事を通して人の役に立つことから始めている学校もあり、子供が落ちついた様子となったという事例もありました。

報告は以上となります。

渡邊教育長 　　ただいまの報告について、質疑及びご意見はありませんか。松岡職務代理。

松岡教育長職務代理者 　報告ありがとうございました。

学校訪問で、北中の訪問のとき、校長先生から出た言葉の中に、「報告は当たり前にしなさい」というような言葉があったと思うんですが、あの言葉が意味するものですよね、ちょっと気になったんですけど。確かにおっしゃるとおりだと思うんですよね。

でもこのときに、その実態が、もしそういうことは学校単位で温度差があれば、それをどのようにこれから考えていくのかということが、一つの課題になろうかなというふうにも思いますので、ぜひその件をどのようにお考えでいらっしゃるかお聞きしたいと思います。

渡邊教育長 　　久保指導主事。

久保指導主事 　ありがとうございます。

北中の校長先生の発言で、私が捉ええたのは、スピードかなと思いました。報告、相談、連絡ということはよく「報・連・相」と学校では言うんですが、報告をためらうというところで1回詰まるということがよく学校ではございま

す。ですが校長先生のほうは「何でも報告しなさい」「何でも全て伝えなさい」という姿勢で、職員のほうが安心してどんどん相談事案を上げていくというのはありますので、学校によっては、そこがとまってしまう、もしくは、ここはもう少し様子を見ようということで、委員会まで上げずに学校の中で処理をしようというところの部分で判断される学校もあります。そこと比べますと、校長先生の方針としましては、「もう委員会には全て伝える」と、「その中で知恵をいただきながら対応していくんだ」という姿勢として私の方は受け取りましたので、そのことを受けて、各学校にはこういうことで成功していますというところのお話はできるかと考えております。

松岡教育長職務代理者 ありがとうございます。

渡邊教育長 よろしいですか。

松岡教育長職務代理者 はい。

渡邊教育長 ほか、ありませんか。芹川委員。

芹川委員 5ページの、10月の心の相談、教育相談の合計なんですけれども、その他の内容の、子供とか児童生徒さんたちからのその他の悩みの内容というのはどのようなものがあるんですか。

渡邊教育長 久保指導主事。

久保指導主事 こちらは、いろいろと関係が重なっていることが多くて、最初はちょっと勉強がわからないということで相談に来ながらも、よくよく話を聞いていると家庭の問題だったりとか、家庭の問題かと思って聞いていますと友達関係がうまくいっていないとか、結局、どこに分類するかというときに、どれもが関連しているなという場合がその他で上げてきているということになります。ですから、上の項目のいじめでも不登校でも家庭のしつけでも、当てはまらないなということを、その他で入れてあるというふうに、報告で見てとれました。

芹川委員 わかりました。

渡邊教育長 よろしいですか。

芹川委員 はい。

渡邊教育長 複合してということですね。

久保指導主事 はい。

渡邊教育長 わかりました。
ほか、ありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 じゃあ次に移ります。小川奨学金の申請状況について、事務局から報告をお願いします。
木下課長。

木下学校教育課長 それでは、小川奨学金の申請状況につきましてご報告をさせていただきますと思います。

10月1日から11月の15日までの期間を申請期間として締め切りましたので、現在の申請状況につきましてご説明させていただきます。

今回の申請で、高等学校の進学にかかわります申請が6件上がっております。今時点での進学先につきましては、公立高校が5件、私立高校が1件となっております。それから、大学進学にかかわります申請が7件あっております。進学先につきましては、国公立大学が2件、それから、私立大学が5件でございます。合わせまして13件の申請が上がっている状況でございます。

今後のスケジュールといたしましては、奨学金の選考委員会によりまして、1次審査の書類審査のほうを12月中旬ごろまでには行いたいというふうに考えております。審査後、結果通知を送付いたしまして、2次審査につきましては年明けの1月の初めに予定をいたしておるところでございます。こちらにつきましては、小論文と面接のほうを行いたいというふうに考えております。その結果を受けまして、採用の内定通知、それから採用決定通知といった形で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、簡単でございますけれども、今現在の状況につきましてご説明をいたしました。

渡邊教育長 ただいまの報告について質疑及びご意見ありませんか。よろしいですか。わかりました。よろしいですかね。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、その他に入ります。事務局から何かありますか。ありませんか。

事務局一同 なし

渡邊教育長 よろしいですかね。

委員一同 なし

渡邊教育長 ないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。どうもお世話になりました。ありがとうございました。

(音源終了)